

はがき・ファクス・メールで申し込む際は下記の必須事項(往復はがきは返信面の表面に返信用の宛先も)をご記入ください ①催しなどの名称 ②申し込む方の郵便番号・住所 ③氏名(ふりがな) ④電話番号

越谷市役所 ☎343-8501 越ヶ谷4-2-1
開庁時間：平日8:30～17:15

国民年金保険料(令和6年7月～7年6月分)の免除および納付猶予の申請

- ▶申請開始日：7月1日(月)
- ▶申請場所：国保年金課年金担当(第二庁舎1階)、越谷年金事務所(越谷ツインシティBシティ3階)
- ▶対象：新たに免除や納付猶予を受ける方、令和5年度からの継続認定がされていない方
- ▶持ち物：マイナンバーか基礎年金番号が分かるもの、本人確認書類、退職日が分かる雇用保険受給資格者証または離職票等(退職した方)
- *マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから電子申請できます。
- 詳しくは、日本年金機構ホームページを参照



☎国保年金課☎963-9155、日本年金機構越谷年金事務所☎960-1190、HP62158

75歳と80歳の方は健康長寿歯科健診を受診しましょう

- 歯や歯ぐきの健康やかむ力の維持のほか、疾病予防や健康の維持増進のためにもぜひご受診ください。
- ▶実施期間：7月1日(月)～令和7年1月31日(金)
 - ▶対象：75歳・80歳の方(令和6年4月1日時点)
 - *詳しくは、6月に埼玉県後期高齢者医療広域連合から送付した案内通知を参照
- ☎埼玉県後期高齢者医療広域連合給付課☎048-833-3130

休日・夜間納税相談

- ▶日時：▷休日納税相談…7月7日(日)・8月4日(日) 9:00～15:00 ▷夜間納税相談…7月18日(木)17:15～20:00
 - ▶場所：収納課(本庁舎2階)
 - ▶内容：市県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付や納税相談(来庁または電話)
 - *夜間納税相談では窓口納付はできません
- ☎収納課☎963-9142、HP10274・10275

国民健康保険の限度額適用認定証等の交付

- マイナ保険証を利用すると、限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証等の事前申請は不要です。マイナ保険証を利用できない場合、8月1日(木)以降の認定証の交付を希望する方は、新しい保険証が届いてから国保年金課にご申請ください。
- ▶持ち物：認定証が必要な方の新しい保険証、世帯主と認定証が必要な方のマイナンバーが分かるもの、窓口に来る方の本人確認書類
 - *郵送での手続きを希望する方は下記にお問い合わせください
- ☎国保年金課(第二庁舎1階)☎963-9154、HP8324

国民健康保険に加入の方の医療費通知の発送時期

令和6年度の医療費通知は、8月(1月～3月診療分)、11月(4月～6月診療分)、2月(7月～10月診療分)、3月(11月・12月診療分)の計4回発送します。再発行できませんので、大切に保管してください。

☎国保年金課☎963-9154、HP8326

税金の納付はキャッシュレスで!

- 口座振替やスマートフォン決済での納税は、
 - ・納付しに行く必要がないので便利!
 - ・現金不要で安心・安全!
- 税金の納付にはキャッシュレス納税をぜひご利用ください。
- ▶口座振替：納期限の日に自動的に口座から引き落としされ、納め忘れがなく確実です
 - ▶スマートフォン決済：各種決済アプリや地方税お支払サイトを開き、納付書に記載されたバーコードまたは地方税統一QRコード(eL-QR)を読み取ることで、簡単に納付できます
 - *詳しくは市ホームページを参照
- ☎収納課☎963-9141、HP10267・10276・68376

家屋に係る固定資産税の減額措置

○住宅耐震改修工事

- ▶対象：昭和57年1月1日に所在し、現行の耐震基準に適合する一定の耐震改修を行った住宅
- ▶軽減額：翌年度分の固定資産税の2分の1(改修家屋1戸当たり120㎡相当分まで)を減額。長期優良住宅に該当することになった場合は翌年度分の固定資産税の3分の2を減額

○バリアフリー改修工事

- ▶対象：新築した日から10年以上経過し、一定のバリアフリー改修を行った住宅
- ▶軽減額：翌年度分の固定資産税の3分の1(改修家屋1戸当たり100㎡相当分まで)を減額

○省エネ改修工事

- ▶対象：平成26年4月1日に所在し、現行の省エネ基準に適合する一定の省エネ改修を行った住宅
 - ▶軽減額：翌年度分の固定資産税の3分の1(改修家屋1戸当たり120㎡相当分まで)を減額。長期優良住宅に該当することになった場合は翌年度分の固定資産税の3分の2を減額
 - *詳しくは市ホームページを参照
- ☎資産税課☎963-9149、HP10254

シルバー人材センター入会説明会

▶日程・時間・会場：下表のとおり

日程	時間	会場
7月3日(水)	10:00～11:30	越ヶ谷地区センター大会議室
8月5日(月)		
7月5日(金)	13:30～15:00	産業雇用支援施設3階シルバー会議室(東越谷1-5-6)
8月8日(木)		

- ▶対象：市内在住で働く意欲のある60歳以上の方(8月8日(木)は女性限定)
 - ▶持ち物：筆記用具、マスク
 - ▶申込方法：電話
- ☎シルバー人材センター☎967-4311

固定資産税・都市計画税第2期および国民健康保険税第2期の納期限は7月31日(水)です

国民健康保険・後期高齢者医療制度の新しい保険証を発送します

従来の健康保険証は、マイナンバーカードとの一体化により12月2日(月)に廃止されますが、廃止後も有効期限内の保険証はご利用になれます。有効期限が切れるまでは破棄せずにお持ちください。

- ▶発送日・方法 7月下旬までに特定記録郵便で発送
- ▶送付物 有効期限が令和7年7月31日までの保険証
- ▶対象 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している世帯(方)

資格確認書について

12月2日(月)以降に国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入する方のうち、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方に「資格確認書」を発行します。資格確認書を医療機関等に提示することで、今までどおり保険診療を受けることができます。

*マイナンバーカードの保険証利用については、厚生労働省ホームページを参照

☎国保年金課▷国民健康保険の保険証について…☎963-9146
▷後期高齢者医療制度の保険証について…☎963-9170

市役所から通知書等を送付します

通知書類名	発送日	対象	問合せ
固定資産税・都市計画税納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)	7月1日(月)	令和6年度の固定資産税・都市計画税に変更があった方または新たに課税された方	資産税課 ☎963-9147・9148
市民税・県民税・森林環境税納税通知書と納付書(口座振替の方には納税通知書のみ)	7月5日(金)	令和6年度の市民税・県民税・森林環境税の年税額に変更があった方または新たに課税された方	市民税課 ☎963-9144
後期高齢者医療保険料の納入通知書	7月12日(金)	後期高齢者医療制度に加入している方	国保年金課 ☎963-9170
農業経営及び農地利用の状況等に関する調査	7月26日(金)	10アール以上の農地を所有している方、賃借等により農地を耕作している方	農業委員会事務局 ☎963-9279
令和6年8月からの介護保険負担割合証	7月下旬までに発送	介護保険要支援・要介護認定を受けている方(7月以降に要支援・要介護認定を受けた方、世帯構成や収入等の変動により、介護サービス利用時の自己負担の割合が変更になった方には順次送付)	介護保険課 ☎963-9169